道路占用者の遵守事項

三豊市建設部建設港湾課

（法令等の遵守義務）

1　道路の占用及び工事の施行に際しては、道路法、同法施行令、三豊市道路占用料徴収条例、三豊市道路占用規則その他関係諸規定を遵守するほか三豊市長（以下、「市長」という。）の指示及び命令に従うこと。これに違反したときは、許可を取消し、道路を原状に回復させることがある。

（占用許可済の表示）

2　占用の許可を明らかにするため、市長の指示により、占用物件には道路占用許可済証を貼付し、工事現場には道路占用許可済標示板を掲示すること。

（占用料の納付）

3　占用料は、別途交付する納入通知書により指定期限内に納めること。なお、条例その他の規定により占用料が改正されたときは、改正による占用料を納めること。

（復旧費の納付）

4　復旧費は、別途交付する納入通知書により指定期限内に納めること。

（占用の継続）

5　占用期間の満了後引き続き占用しようとするときは、期間が満了する日の１箇月前までに継続許可申請書を市長に提出し、許可を受けること。

（住所等変更の届出）

6　住所、氏名又は商号を変更したときは、変更した日から 15 日以内に市長に届け出ること。

（占用承継の届出）

7　相続、合併その他の一般承継により道路占用者の地位を承継した者は、承継の日から 15 日以内に市長に届け出ること。

（事故発生の届出）

8　道路の占用及び工事の施行により事故が発生したときは、直ちに市長に届け出ること。

（占用廃止等の届出）

9　占用に関する工事を中止し、又は占用を廃止するときは、あらかじめ原状回復について市長の指示を受け、占用を廃止した日から 15 日以内に届け出ること。

（許可事項変更の禁止等）

10　市長の許可を受けないで許可事項（占用目的、占用物件の構造、工事の実施方法等）を変更し、又は占用物件に新たな物件等（広告、看板、標識、幕、電線等）を添加し、又は添加させないこと。

（占用の譲渡禁止等）

11　道路の占用許可によって生じた権利義務を他人に譲渡し、貸与し、又は担保その他の私権の目的に供してはならない。

（占用物件の除却等）

12　市長において、道路工事その他必要があると認めて占用物件の除却等を命じたときは、占用者の費用負担で指示のとおり施行すること。

（占用物件の維持管理）

13　占用物件を常時良好な状態に保つように維持管理し、道路構造の保全、道路交通の安全、美観その他公益に支障や影響を及ぼさないよう努めなければならない。

（紛議の解決）

14　道路の占用及び工事の施行により、道路管理者に損害を与え、又は第三者と紛議が生じたときは、占用者の責任において損害を賠償し、また紛議を解決すること。

（道路の損傷）

15　道路の占用及び工事の施行により道路を損傷したときは、市長の指示を受けこれを復旧し、その費用を負担すること。

（占用物件の構造）

16　占用物件の構造は、次によるものとする。

（1）　倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により、道路の構造、交通及び他の占用物件に支障を及ぼさない構造とすること。

（2）　地下に埋設する電線、水管、下水道管又はガス管については、各戸引込管を除き当該占用物件にその名称、管理者、埋設の年その他保安上必要な事項(電気事業法の規定に基づいて設ける電線にあっては電圧、ガス事業法の規定に基づいて設けるガス管にあってはそのガスの圧力、その他のガス管にあってはガスの圧力及び種類)を２m以下の間隔で、ビニールテープ等の耐久性を有するもので巻付け表示すること。なお、ビニールテープ等の地色は次のとおりとすること。

	地下埋設管等	地　色
①	電　話　線	赤　　色
②	電　力　線	オレンジ色
③	水管(水道法)	青　　色
④	水管(工業用水道事業法)	白　　色
⑤	下 水 道 管	茶　　色
⑥	ガ　ス　管	緑　　色

（3）　占用しようとする工作物及び物件を明確にするため、占用物件に対し必要とされる書類の添付を行なうこと。なお、詳細については、道路管理者と協議を行なうこと。

位置図・平面図・断面図・求積図・公図・構造図（カタログ等）・占用箇所の写真 利害関係人の同意書・標識及び保安設備の配置図（道路使用許可証）・誓約書・その他　等

（工事の着手完了）

17　道路の占用に伴い工事に着手しようとするときは、工事着手の３日前までに市長に届け出て工事施行上の指示監督を受け、工事が完了したときは、直ちに届け出て検査を受けること。なお、工事完了の届には、着手から完了までの施工状況写真を添付すること。

（工事中の交通対策等）

18　占用工事を道路上において施工するときは、道路交通の安全と円滑な運行をはかるため、次のとおり措置するものとする。ただし、市長又は三豊警察署長の指示があるときは、指示に従うこと。

（1）　工事に先だって付近住民、関係機関等に周知し、理解と協力を得ること。

（2）　占用工事は、許可を受けた期間及び時間内に限ること。また、行楽シーズン又は年末年始等交通のふくそうする時期は避けること。

（3）　占用工事の実施に際しては、原則として道路の一側は常に１車線以上の通路を確保すること。また、交通に支障を及ぼさないよう努め、掘削土砂、工事用の機械器具、材料等を路面にたい積し、又は散乱させないこと。

（4）　工事現場には、責任者を常時配置するとともに、工事を行うときは交通整理員を配置すること。

（5）　工事区間の起点及び終点には、道路標識及び道路工事中の標示板を設置し、さらに工事箇所の前方に工事箇所予告標示板を設置すること。

（6）　工事を夜間又は昼夜兼行で行うときは、道路工事中の標示板の真上に夜間作業間は昼夜兼行作業の標示板を設置すること。

（7） 工事のため、う回路を設けるときは、う回路の入口及びう回路の途中の各交差点にまわり道の標示板を設置すること。

（8） 標示板には、夜間前方から確認できる照明又は反射装置を施すこと。

（9） 工事現場には、バリケード等の防護施設を設け、夜間は赤色灯を設置すること。

(10) 道路標識、標示及び防護施設は、堅固な構造で所定の位置に整然と設置し、修繕、塗装、清掃等の維持管理を行うこと。

(11) 掘削土砂等で、消防施設、水道施設、マンホール等の所在箇所を不明瞭にし、又は接近を困難にしないこと。

（掘削方法）

19 道路の掘削は、次の方法により実施するものとする。

（1） 舗装路面における掘削（のり面）勾配は、原則として２分とすること。（図１）
ただし、土留工を施すときはこの限りでない。

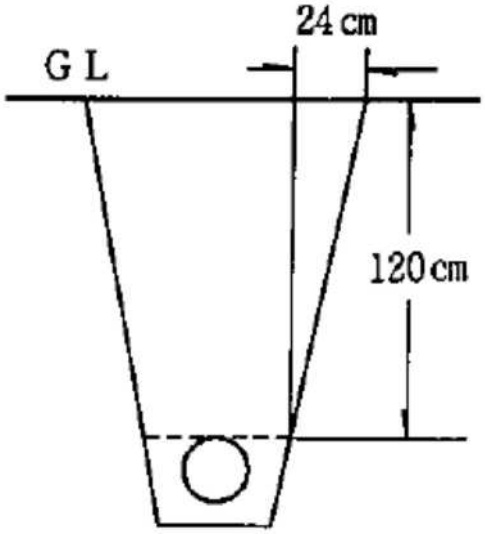

※管路の埋設の深さについては、
管の規格ごとに規程あり

（図１）

（2） 掘削は、みぞ掘り、つぼ掘り、推進工法その他これに準じるものとし、えぐり堀りはしないこと。

（3） 掘削は、遣り形を設けてていねいに掘削すること。

（4） 舗装路面の取り壊しは、のみ又はコンクリートカッター等でていねいに切り取って行うこと。

（5） 工事中のわき水又はたまり水は、道路構造に影響を及ぼさないように路面外に排出すること。ただし、ためます等で土砂を取り除いた後に付近の排水溝へ誘導すること。

（6） 取り壊した舗装版及び掘削した土砂は、直ちに道路敷外へ搬出し、道路上に積み上げないこと。

（7） 道路を横断して掘削するときは、原則として区分工事とし、常時片側通行可能な状態で施行すること。

（8） 家屋に接近して道路を掘削するときは、人及び車両の出入りを妨げないよう措置すること。

（9） 掘削場所又はその付近に既設の地下埋設管があると認められるときは、あらかじめ当該占用者と協議を行い、試掘、防護、移設その他保安上必要な措置を講ずること。なお、ガス管の防護については、国土交通省令で定める基準によること。

(10) ガス管の付近においては、火気を使用しないこと。

(11) 道路の掘削箇所は、特別な理由により市長の許可を受けたときを除き当日中に埋め戻すこと。
なお、当日中に埋め戻すことができない路面は、市長の指示を受け覆工等の措置を講ずること。

(12) 下水道管における道路の横断箇所は、最小限に止め、道路に対して直角に横断するものとする。

（埋め戻し方法）

20　掘削箇所の埋戻しは、次の方法により実施すること。

（1）　埋戻しは、クラッシャラン、良質の花崗土及び砂によるものとし、各層 20cm 毎に振動ローラ又はタンパにより十分に締め固め、上層路盤の支持力が現場密度又は平板載荷試験により、自歩道舗装箇所で現場密度＞95％以上、簡易舗装以上の舗装箇所で現場密度＞95％以上又は、K30 値＝28kgf／cm^{3}以上となるようにし下層路盤の支持力が平板載荷試験により、自歩道舗装箇所でｋ30 値 20 kg/cm^2 以上、簡易舗装以上の舗装箇所でｋ30 値 28 kg/cm^2 以上となるようにすること。なお、現場発生土及び改良土については、ロに定める花崗土と同等以上の品質のものに限り、花崗土に変えて使用することができる。（図２）

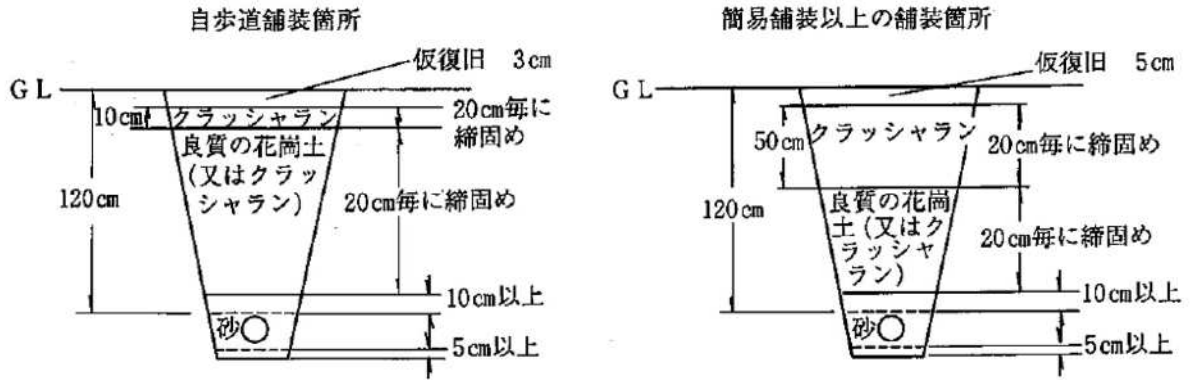

（図２）

※下水道管で硬質塩化ビニール管の基礎の構造及び材料等は、管種ごとに規定している構造基準以上とすること。（平成 15 年４月１日付け 15 道保第 4000 号土木部長通達参照）

イ　クラッシャランは、修正ＣＢＲ30 以上、ＰＬ６以下で下記（ＪＩＳA5001）の粒度範囲に合格するものを使用すること。

ふるいの呼び名 mm ／ 粒度範囲 mm ／ 呼び名		ふるいを通るものの重量百分率％									
		60	50	40	30	25	20	13	5	2.5	1.2
C－40	40～0		100	95～100	―	―	50～80	―	15～40	5～25	

ロ　花崗土は、修正ＣＢＲ20 以上のものを使用すること。

ハ　地下水位が高い等の状況により花崗土を使用するのが不適当なときは、市長の指示によりクラッシャラン及び砂のみで埋戻すこと。

ニ　締固めは、復旧幅 1.0m以上の場合、振動ローラで 20cm に５回以上、1.0m未満の場合、タンパで 20cm毎に締め固めるものとする。

（2）　工事中のわき水又はたまり水は、路面外に排出しながら埋め戻すこと。

（3）　くい、矢板等の引き抜きに当たっては、地盤を破壊しないようにていねいに引き抜き、崩壊のおそれのあるときは、市長の指示を受けて埋め殺すこと。

（4）　埋戻し完了後は、直ちに市長に届け出て、埋戻しの検査、路面の復旧等について指示を受けること。なお、埋戻しの検査は、平板載荷試験及びブルーフローリングによるものとし、占用者の費用負担で市長が指定する箇所（平板載荷試験は、200mに１箇所程度）について実施すること。

（路面の復旧方法）

21　路面の復旧は、次の方法により実施するものとする。

（1）　砂利道路については、路面までクラッシャランで埋戻し、良質の花崗土で目潰しをすること。

（2）　舗装道路については、埋戻し完了後市長の指示を受けて、速やかに舗装の仮復旧工事を施行すること。

イ　仮復旧は、原則として加熱アスファルト混合物（密粒度アスコン）を使用すること。ただし、復旧面積が小規模でかつ交通量の少ないときは、市長の指示によりレミファルト等を使用してもよい。

ロ　仮復旧の舗装厚は、次のとおりとすること。

○　自歩道舗装箇所は、原則として３cm。ただし、車両の通行が多い出入口部分は４cm、特に大型自動車の通行の多い出入口部分は５cm。

○　簡易舗装箇所は４cm。

○　高級舗装（Ｎ１交通）以上の箇所は５cm。ただし、１日の一方向当たりの大型交通量が 1,000 台以上の箇所は７cm。

ハ　掘削工事に伴い消失した路面表示も復旧すること。

ニ　仮復旧完了後、本復旧までの間に、掘削した部分（影響部分を含む。）の道路に沈下又はきれつ等の損傷が生じたときは、市長より手直しの指示をすることがある。

（3）　舗装の本復旧工事を占用者において施行するときは、市長の指示により、仮復旧完了後３カ月以上の期間をおき、掘削部分に影響部分を加えた範囲について本復旧工事を施行すること。なお、工事の施行方法は、香川県土木工事共通仕様書によること。

イ　舗装種別

現状の舗装種別に回復することを原則とすること。ただし、オーバーレイ等により舗装種別が不明確な場合は市長により舗装種別を指示することがある。また、コンクリート舗装の上にアスファルト舗装をしている箇所の復旧については、市長より別の工法を指示することがある。

ロ　復旧面積

本復旧工事の復旧面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとする。なお、影響部分は掘削部分の端から、舗装絶縁線までの距離が 1.5m 以下の場合は、その全部とし、1.5mを超える場合は、掘削部の端から 30cm とする。ただし、コンクリート舗装及び排水性舗装等の場合又は道路土質及び掘削の深さ等の関係から、掘削前の道路の機能と同等にするために十分でないと認められる場合は市長より掘削前の機能と同等にするために必要な範囲を定めることがある。

（その他の復旧等）

22　道路構造物及び付属物を破損したときは、原状に復旧し、芝付法面については、張芝をして完全に復旧すること。また、工事が終了したときは、速やかに工事用機械器具、発生材料等を道路から搬出し、路面及び排水施設を清掃すること。

（工事箇所の維持管理等）

23　占用工事が完了し、市長に復旧についての検査を受け引き継ぎをするまでは、定期的に巡回して、良好に維持管理をすること。なお、占用工事完了の日から次に定める期間中に、占用者が本復旧工事を施行した部分又は推進工法により掘削した部分（影響部分を含む。）の道路に、沈下、きれつ等の損傷を生じたときは、市長の指示により、原則として占用者の負担で手直しを実施すること。

イ　簡易舗装以上の舗装箇所は２年間

ロ　自歩道舗装箇所その他は１年間

（許可書用）

道路占用 許可申請／協議 書（新規・更新・変更（第　号／年　月　日））

令和　年　月　日

三豊市長　殿

住　所　〒

氏　名

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

担当者（連絡先）TEL

道路法第 32／35 条の規定による 許可を申請／協議を します。

占用目的				
占用物件の種類及び数量	名　称	規格又は規模	数　量	
占用場所及び路線名	（占用場所）三豊市　（路線名）　市道　地先			
占用期間	令和　年　月　日　時から 令和　年　月　日　時まで	工事実施の方法		
工事期間	令和　年　月　日　時から 令和　年　月　日　時まで	道路の復旧方法	（車道）　（歩道）　（その他）	
工事施行業者名	〒 （担当者氏名） （TEL）	掘削面積	（車道）　（歩道）　（その他）	
		復旧面積	（車道）　（歩道）　（その他）	
添付書類	1 占用の場所及びその付近を表示した位置図　2 占用の場所の平面図、求積図、縦断面及び横断面　3 占用に係る工作物、物件又は施設の構造図　4 道路の復旧に関する設計書及び仕様書　5 その他（計画説明書、更正図、利害関係人の同意書等）			
備　考				

注意　　第　号

1．（新規、更新、変更　年月日　）については、該当するものを○で囲み、更新又は変更の場合は従前の許可又は回答の番号及び年月日を記入すること。
2．「占用目的」の欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記入すること。
3．「占用物件の種類及び数量」の欄には、工作物、物件又は施設の名称、規格又は規模（縦、横、高さ等についての寸法）、数量を記入すること。
4．「占用場所及び路線名」の欄の（占用場所）には、地番までを記入すること。なお、占用が二以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記入すること。
5．「工事実施の方法」の欄には、工事と伴うものについて工事の方法（掘削の場合は「開削」「シールド」添加で足場を組む場合は「足場」等）を記入すること。
6．「道路の復旧方法」の欄には、「原形復旧」、「町に委託」等を記入すること。
7．「掘削面積」及び「復旧面積」の欄には、掘削を伴うもののみ記入すること。
8．「添付書類」の欄には、該当するものを○で囲むこと。
9．「備考」の欄には、変更の場合の理由、占用工事に伴う交通の禁止制限の方法等について記入すること。
10．変更の申請にあっては、関係する欄の上部に変更後のものを、下部に変更前のものに（ ）書すること。

（市役所提出用）

道路占用 許可申請／協議 書（新規・更新・変更（第　号　年　月　日））

令和　年　月　日

三豊市長　殿

住　所　〒

氏　名

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

担当者（連絡先）TEL

道路法第 32／35 条の規定による 許可を申請／協議を します。

占用目的			
占用物件の種類及び数量	名　称	規格又は規模	数　量
占用場所及び路線名	（占用場所）三豊市　（路線名）　市道　地先		
占用期間	令和　年　月　日　時から 令和　年　月　日　時まで	工事実施の方法	
工事期間	令和　年　月　日　時から 令和　年　月　日　時まで	道路の復旧方法	（車道）　（歩道）　（その他）
工事施行業者名	〒 （担当者氏名） （TEL）	掘削面積	（車道）　（歩道）　（その他）
		復旧面積	（車道）　（歩道）　（その他）
添付書類	1　占用の場所及びその付近を表示した位置図　2　占用の場所の平面図、求積図、縦断面及び横断面　3　占用に係る工作物、物件又は施設の構造図　4　道路の復旧に関する設計書及び仕様書　5　その他（計画説明書、更正図、利害関係人の同意書等）		
備　考			

課名		記号及び番号	第　号	分類記号		保存期間	年
上記占用について道路法第32条第5項の規定に基づき協議をしてよろしいか。			起案　年　月　日		決裁　年　月　日		
			課　長	課長補佐	工事担当	管理グループ	係

（警察署提出用）

道路占用 許可申請／協議 書（新規・更新・変更（第　号 年　月　日））

令和　年　月　日

三豊市長　殿

住　所　〒

氏　名

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

担当者（連絡先）TEL

道路法第 32／35 条の規定による 許可を申請／協議を します。

占用目的				
占用物件の種類及び数量	名　称	規格又は規模	数　量	
占用場所及び路線名	（占用場所）三豊市　地先	（路線名）　市道		
占用期間	令和　年　月　日　時から 令和　年　月　日　時まで		工事実施の方法	
工事期間	令和　年　月　日　時から 令和　年　月　日　時まで		道路の復旧方法	（車道）　（歩道）　（その他）
工事施行業者名	〒 （担当者氏名） （TEL）		掘削面積	（車道）　（歩道）　（その他）
			復旧面積	（車道）　（歩道）　（その他）
添付書類	1　占用の場所及びその付近を表示した位置図　2　占用の場所の平面図、求積図、縦断面及び横断面　3　占用に係る工作物、物件又は施設の構造図　4　道路の復旧に関する設計書及び仕様書　5　その他（計画説明書、更正図、利害関係人の同意書等）			
備　考				

道路占用に関する協議書

三建建第　号
令和　年　月　日

三豊 警察署長 殿

三豊市長　山下　昭史

上記道路占用 許可申請／協議 について、道路法第32条第5項の規定に基づき協議します。

（特記事項）

誓　　約　　書

三豊市長　　殿

標記申請について、今後、申請地が土木工事等により市において必要が生じた場合は、許可（工事）期間中といえども申請者において、直ちに原形を復旧し、市に返却します。

その際、除却、移転等に要する費用は一切申請者が負担します。又、本申請に起因する紛争及び問題等が生じた場合は、申請者の責任において解決します。

以上、誓約致します。

令和　　年　　月　　日

申請者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

同　　意　　書

令和　　年　　月　　日

（設置者）

住　　所

氏　　名

この度、道路の占用許可・工事承認申請に伴う下記の工事について、異議なく同意します。

設　置　目　的	
設　置　場　所	三豊市　　番地先
工　事　期　間	自　　令和　　年　　月　　日 至　　令和　　年　　月　　日

（同意者）

肩　　書

住　　所　　三豊市

氏　　名　　㊞

道路占用届出書（工事着手・工事再着手・工事完了　工事中止・廃止・承継・軽易事項変更　住所(氏名)変更・原状回復）（三建建 第　　号　令和　　年　月　日）

令和　　年　　月　　日

三豊市長　　殿

住　所　〒

氏　名

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

担当者（氏名）

（連絡先TEL）

道路の占用について　工事に着手する／工事に再着手する／工事を完了した／工事を中止した／廃止した／承継した／軽易な事項を変更する／住所(氏名)を変更した／原状に回復した　ので、届出ます。

工事着手・工事再着手 工事完了	着手　令和　　年　　月　　日 完了　令和　　年　　月　　日
工事中止・廃止・承継 軽易事項変更・住所(氏名)変更 原状回復の年月日	令和　　年　　月　　日
占用目的	
占用物件の種類及び数量	
占用場所及び路線名	
占用期間	令和　　年　　月　　日 令和　　年　　月　　日
工事期間	令和　　年　　月　　日 令和　　年　　月　　日

注意１　該当するものを○で囲むこと

２（第　　号　年　月　日）については、許可番号及び年月日を記入すること。